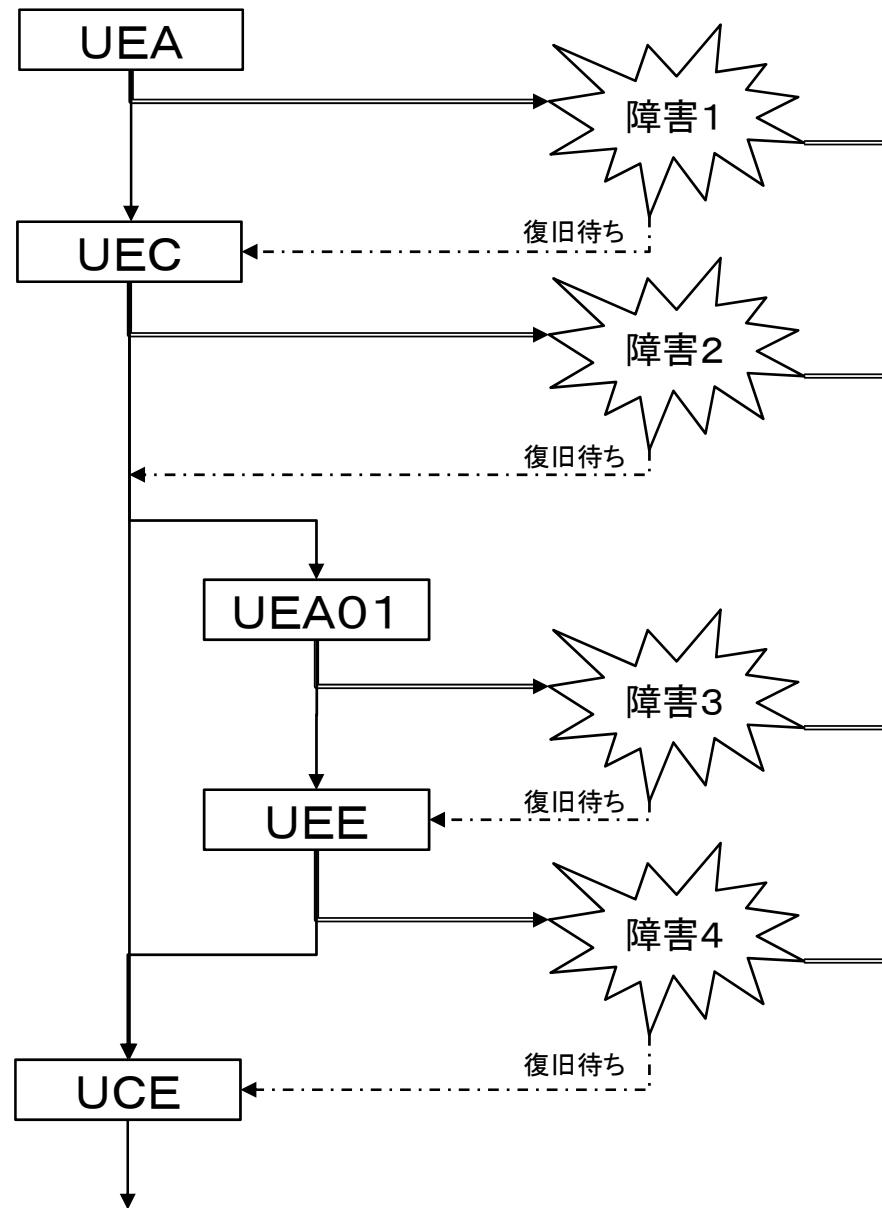


別添11 輸出別送品申告



【障害1の対応】

- ①入力控を必要部数印刷し、通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、税関へ提出する。
- ②入力控(許可書用)に許可印が押印され、交付される。
- ③後続の処理は、全てマニュアルとなる。

【障害2の対応】

- ①申告控を必要部数印刷し、通関業者印及び通關士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、税關へ提出する。
- ②申告控(許可書用)に許可印が押印され、交付される。
- ③後続の処理は、全てマニュアルとなる。

【障害3及び4の対応】

- ①障害3の場合は申告変更入力控、障害4の場合は申告変更控を必要部数印刷し、通關業者印及び通關士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、税關へ提出する。
- ②障害3の場合は申告変更入力控(許可書用)、障害4の場合は申告変更控(許可書用)に許可印が押印され、交付される。
- ③後続の処理は、全てマニュアルとなる。

別添11 輸出別送品申告(続き)

